

墨田区児童デイサービス施設の管理運営等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年12月10日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第52号

墨田区児童デイサービス施設の管理運営等に関する条例の一部を改正する条例

墨田区児童デイサービス施設の管理運営等に関する条例（平成20年墨田区条例第50号）の一部を次のように改正する。

第1条中「すみだ福祉保健センター条例」を「この条例は、すみだ福祉保健センター条例」に改める。

第3条第1項第1号中「第6条の2第2項」を「第6条の2の2第2項」に改め、同条第2項第1号中「第6条の2第5項」を「第6条の2の2第5項」に改める。

第7条第2項中「第3条第2号及び第3号の」を「第3条第1項第2号及び第3号に掲げる」に改め、同条第3項中「第3条第2号及び第3号に規定する」を「第3条第1項第2号及び第3号に掲げる」に改める。

第10条第3号中「前2項」を「前2号」に改める。

付 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。